

第8回国家戦略特区ワーキンググループ（議事概要）

（開催要領）

日時 平成26年1月28日（火）8:00～9:00

場所 内閣府本府庁舎5階 特別会議室

出席

＜有識者＞

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長

委員 工藤 和美 シーラカンズK&H株式会社 代表取締役

東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

＜大臣＞

新藤 義孝 国家戦略特別区域担当大臣

＜事務局＞

川本 正一郎 内閣官房地域活性化統合事務局 局長

富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局 局長代理

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 国家戦略特別区域基本方針（案）について
- 3 その他
- 4 閉会

（配付資料）

資料1 国家戦略特区の指定の進め方について

資料2 国家戦略特別区域基本方針（案）の概要

資料3 国家戦略特別区域基本方針（案）

（議事概要）

○藤原参事官 それでは、定刻でございますので、ただいまから第8回「国家戦略特区ワ

ーキンググループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、早朝より、またお忙しいところを御参加いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、新藤大臣から御挨拶を申し上げます。

大臣、よろしくお願いします。

○新藤大臣 おはようございます。早朝からの会議にお時間をとっていただきありがとうございます。

国家戦略特区ワーキング、私が1月の中旬に海外出張しておりましたが、その間も先生方に御議論いただいておりますことを感謝申し上げます。そして、月末に戦略特区諮問会議を予定しておりますので、そこに御提案をすべき、提言すべき内容について、今日は意見交換をしていただきたいということです。

このワーキングを今後も国家戦略特区担当大臣としての私のもとに置かせていただいて、皆様方がブレーンとなっていただき、そして、戦略担当大臣が諮問会議で提言をするという仕組みをつくらせていただきました。あわせて、このワーキングの皆様とともに、諮問会議の民間委員の方々がいらっしゃいますので、その方々との意見交換の場もつくりたいと思っております。また、今後さらに運営の工夫をしていかなければいけないと思うのですが、いずれにしても、総理が3月中には特区の第1回指定をしたいということを表明されておりますので、それに向けて私どもも必要な作業をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤原参事官 大臣、ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきまして八田座長にお願いいたしますが、本日のワーキンググループは基本方針（案）等の審議ということでございます。議事の内容に鑑みまして、八田座長の御指示もございまして、議事内容及び資料を非公開の扱いとさせていただきます。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 それでは、おはようございます。

今度の諮問会議に提出する案としては、国家戦略特別区域基本方針が肝心なわけですが、これについて事務局で周到に案をつくっていただきまして、そして、委員の方たちもそれに対してコメントをして、今、その案ができて提示されていますので、これを事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

○宇野参事官 おはようございます。まず、資料1のほうを御説明させていただきたいと思えます。

これは「国家戦略特区の指定の進め方について」ということで、大臣の御指示を受けましておまとめさせていただいた紙でございます。簡単に御説明をしたいと思います。

まず、1つ目といたしまして、「1 国家戦略特区のテーマ」ということで、指定に当たっては、日本経済の再生に資するプロジェクトを選定する。そのテーマとしては次に掲げ

るということで（１）～（５）を例示として掲げておりますが、こういったテーマに沿って国家戦略特区の指定を行うということで、国家戦略特区ごとに性格づけが明確となるように指定するということを書いております。

これを受けまして「２ 特区の類型」ということで、特区については１に掲げるテーマごとに指定範囲を検討して区域を決定するということで、３つ、具体的には例という形で書かせていただいております。

１つは、国際的ビジネスを展開する大都市圏については、原則として、一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する。

２つ目の例といたしまして、革新的な農業の実践拠点については、原則として、道府県を単位として、必要に応じ複数の府県にまたがって指定を行う。

３つ目が、地方の中核的な都市及び周辺地域についても、例えば、エネルギー革新・環境配慮型都市の海外輸出に資する場合等に、指定を行うという３つの例を掲げさせていただいております。

バーチャル特区というのは地理的な連担性にとらわれず区域を指定するという概念だと思いますが、これにつきましては「比較的広域的な指定」、先ほど申し上げましたものとあわせて、例えば医療・ライフサイエンス等の関係する機関だとか事業所が離れていてもあわせて指定するようなことも検討していいのではないかと考えています。

なお、御提案がありましたのは、一定の分野において明確な条件を設定した上で区域を指定するという方のバーチャル特区型指定につきましては、これについても検討を進めるのですが、まず当面は「比較的広域的な指定」を先行させてはどうかということが書いてございます。

「３ 指定基準」でございます。これは基本方針と一致させた書き方になっておりますが、６つ挙げてあります。

１つは、区域内における経済的社会的効果が大きいこと。

２つ目が、全国的な効果を含め当該区域を超えた波及効果が大きいこと。

３つ目が、プロジェクトに先進性・革新性等が認められること。

４つ目、区域内の地方公共団体の意欲・実行力が高いこと。

５つ目、プロジェクトの実現可能性が高いこと。

６つ目が、インフラや環境が整っていること。

というものを掲げております。

「４ 特区の指定数」でございますが、日本再興戦略の中では「特区の数は国家戦略として必要な範囲に限定する」と日本経済再生本部のほうで決定されております。これに従いまして数を厳選していくということを書いております。

当面、先行的に指定する数については、特に絞り込んで指定を行うということで、その後、追加的な指定も考えていくという形にしております。

「５ 指定の進め方」についてでございます。昨年８～９月に募集しました提案に基

づいてヒアリングを実施していただきました。ワーキンググループにおいて、2月初旬から早速再度ヒアリングをしていただきまして、先ほどの指定基準に沿った議論を行うということでございます。

併せて、国、地方、民間が一体的に推進するというプロジェクトでございますので、国として国家戦略特区内で実施するプロジェクトについて、関係省庁からのヒアリングを行ってはどうかということを書いております。これらを合わせて、国家戦略特区諮問会議に報告して、1次指定候補地を絞り込んで、特区のテーマを決定していくという手続を書いております。

国家戦略特区の指定に当たりましては、関係地方公共団体の意見を聴くという手続が法定されておりますので、この意見聴取と並行して区域会議の設置に向けた調整を開始し、指定後、速やかに区域会議を立ち上げられるように、そういった手続を進めていくということを書いてございます。

6つ目、今後の規制・制度改革の追加につきまして整理をしてございます。

これから国家戦略特区の取り組みが具体化する中で、予定されている事業が円滑に進められるよう、必要な規制・制度改革を確実に実現していくということで、このために区域会議のほうで追加的に必要な規制・制度改革についてヒアリングを行っていくということ。併せて、これは法律上も提案の募集というのが書いてございますが、追加的な規制・制度改革について提案の募集を行って、ヒアリングの上、関係省庁と調整を行うということ。いずれにしても、必要な規制・制度改革については速やかに措置をすることとし、法改正が必要なものについては、できる限り速やかに法案を国会へ提出するものとするを書いてございます。

最後に構造改革特区制度との連携ということで、これは国家戦略特区法第38条第1項に書いてございますが、国家戦略特区に指定されなかった地域における規制・制度改革提案についても、構造改革特区の提案とみなして扱うということで、これに基づきまして構造改革特区法に基づく措置を講じていくという形で考え方を整理させていただきます。今日の議論の素材にしていいただければと思います。よろしくをお願いします。

○藤原参事官 続きまして、ただいまの資料1も反映した形での資料2と資料3でございますが、資料2は基本方針の概要、資料3は基本方針の案そのものでございますが、こちらにつきまして説明させていただきます。

ワーキンググループの委員の皆様には、骨子のレベルと原案のレベルで既に中身も吟味していただきまして意見も頂戴しております。早速、先週末から今週にかけて皆様からいただいた御意見。これはできるだけ反映を事務的にはさせていただいたつもりではございますが、まだまだ不十分だという御指摘もあると思いますけれども、その反映状況を資料3に基づいて御説明させていただきます。

なお、便宜上、諮問会議のほうの日程も迫っておりますので、非公式ではございますけれども、ワーキンググループの本日の5人の先生方、委員の方々に加えて、国家戦略諮問

会議の委員の御意見もあわせて聞いておりますので、そちらも御紹介させていただければと思っております。

資料3でございますが、これは第一のところで国家戦略特区の意義、目標に関する事項ということで2ページ目でございます。目的・意義と書いてございまして、真ん中のところでございます、いわゆる「プロジェクト」という言葉がたくさん出てまいりますが、そちらの定義の問題でございます。これは定義の中に特定事業という法律用語も使用させていただいているのですが、こちらにつきましては原委員のほうから、このままだとせっかく今回直近メニューで用意させていただいた雇用のガイドラインの運用事業とか公設民営の教育の事業とか、このあたりが読めない可能性があるということでございまして、その辺をこのような形で直させていただいたということでございます。

次の「これまでの地域の発意に基づくボトムアップ型の特区に対し」というのは、諮問会議の委員の方、坂根議員のほうから御意見を頂戴しています。これは国家戦略特区とそれ以外の特区を対比する意味で、原文のようにこれまでの特区は云々という記述はよく国会答弁も大臣のほうからもしていただいたのですけれども、少しデフォルメをし過ぎではないか。まさに「これまでの地域の発意に基づくボトムアップ型の特区に対し」ということで、国がみずから指導して、まさに双方が有機的連携を図るという形の表現にぜひしてほしいという形でございまして、坂根議員の御意見もこちらで書かせていただいております。

その下の「共通基盤」は字句の修正でございます。

2ページ目の下のところでございます。こちらは岩盤規制全般についての速やかに具体的な検討を加えていく。このあたりは総理がダボスでスピーチをしたのをかなり引かせていただいておりますけれども、2年間で岩盤規制を中心として突破口を開いていくところを特区の2年間の集中の目的にしようということで書かれてございます。これは前回の諮問会議でも御意見をいただいているところでございます。

あわせて坂村委員のほうからも関連する障害をあぶり出して成長につなげていくのだと、成果を見せていくのであるという御意見も頂戴しまして、そちらもあわせて訂正させていただきます。

3ページ目の真ん中にワーキンググループとも連携を図っていくべきであるという御意見が加えられております。こちらは諮問会議の竹中議員のほうからの御意見でございます。民間議員ペーパー、前回の特区諮問会議のほうでもあった記述でございますので、それを反映させていただいております。

続きまして、4ページでございます。こちら細かい修正でございますが、原委員のほうからあった指摘でございます。施策の総合的かつ集中的な推進ということで、規制改革の施策とその他の施策という二分法で捉えないほうがいいのではないかとということでございまして、そのあたりもこのような形に修正をさせていただいております。

ずっと飛んでいただきまして国家戦略特区会議、7ページでございます。いわゆる区域

会議、特区ごとに設置する会議の運営のところの考え方でございますが、7ページの下でございます。このあたり、原委員のほうからも関係するメンバーでございますが、区域会議の構成員となる地方公共団体の長。この関係地方公共団体の長の定義でございますが、原文は具体的な特定事業に関する権限を有するという表現でしたが、これでは不明瞭ではないかという御指摘を頂戴しましたので、ここはかなり法律に忠実に「その全部又は一部が指定された国家戦略特区に含まれる都道府県及び市町村の長」という形で明確に定義をさせていただきました。

8ページ、運営に係る基本的な事項、これは区域会議の運営に係るということでございます。こちら民間議員ペーパーで前回の諮問会議で御指摘をいただきました点でございますが、秋山委員、原委員、それから諮問会議のほうの議員からも御指摘を頂戴しています。区域会議の構成員である国家戦略特区担当大臣、関係地方公共団体の長、民間事業者の三者が対等な立場に立ってと。数だけ見ますと、地方公共団体とか民間事業者がふえているものですから、きちんと大臣とある意味バランスをとった形であることの趣旨をきちんと書くべきであるということで、三者が対等ということを書かせていただいたわけでございます。

次のところ、協議会の活用や代表者の選出等により、関係地方公共団体の意見の集約ということで書かせていただいております。これは諮問会議の議員の方からの御指摘でございました。

9ページでございます。これは②の区域方針、これも3月までにどの地域でどんなことを方針とするのかというのを決めていただかなければいけないのですけれども、その際、法律では内閣総理大臣が諮問会議と関係地方公共団体の意見を聞いた上で策定する、決定すると書いてあるのですが、その意見聴取の方法について竹中議員のほうから、都道府県が市町村を代弁できるのではないかという御意見を頂戴したのですが、ここの中で都道府県とか市町村というところを細かく書くのはなかなか適切ではないと事務局としても判断させていただきまして、ここは合理的に速やかにやるのだという努力規定という形で書かせていただいた次第でございます。

11ページでございます。下のウ)でございますが、これは諮問会議での評価プロセスの部分でございます。法律上、まずは区域会議で特区の状況、その他を自己評価していただいた上で総理に報告するということになっているのですが、実際に諮問会議でもそこは評価といった形で絡ませたほうがいいのではないかとということで原委員からも御指摘がございました。少し細かくその辺のプロセスを膨らませていただいたということでございます。

12ページもその一環でございますけれども、実際に評価をして、特に全国に展開するというところの措置について、詳細に記述すべきであると、期限を設けて関係省庁に指示をするべきではないかという御提案を原委員からも頂戴したのですけれども、指示する権限というのはなかなかないものですから、期限を設けるというところ、関係省庁には当該の措置を講ずるものとするというところの記述まで基本方針で明示させていただいたという

こととさせていただきます。

ずっとまいりまして、第三というところは、まさに指定基準、一番重要なところだと思いますけれども、14ページからになります。15ページに国家戦略特区の指定範囲の考え方ということでございます。先ほど資料1のところでも御説明がございましたけれども、一応比較的広域的な指定、バーチャル特区型指定、二類型を設けるということで委員の方からも御意見を頂戴しておりますが、これはアとイという形で分けさせていただいておりますが、これは秋山委員のほうからも、当初、またはでございちゃって書いていたものですからわかりやすく記述すべきだということで分けて書かせていただいております。

あわせて、八田委員、原委員のほうから、複数市町村からなる連担した区域という表現については都道府県をベースにすべきではないかという御意見がございまして、今の案では都道府県または一体となって広域的な都市圏を形成する区域という形で広域的な指定というのを定義づけさせていただいているところでございます。

バーチャルのところでございますが、これは坂村委員のほうから、地域という概念、もちろん最後は地域に具体的な議論になるのでございますが、それ以外の要素というところが非常に重要ではないかという御意見を頂戴しております、「地域以外の視点も含めた」というのを坂村委員の御意見として入れさせていただいております。「地理的な連担性にとられずに」というところも含めて定義を明確にさせていただいているところでございます。

その次、15ページの真ん中に書いてございます。こちらは先ほど資料1のほうにもございましたけれども、内部的な整理の中で出てきた私どもの修正でございます。バーチャル指定特区についても検討を進めるけれども、当面は「比較的広域的な指定」を先行させるべきではないかということで書かせていただいております。

③特区の指定の基準ということでございます。最初の2行でございますが、これは恣意的な指定にならないように、検討の過程の透明性を確保する。客観的な評価に基づいて検討を行う。非常に重要な点なのですが、こちらは実は後ろのほうになお書きで書いてあったのですが、これこそ非常に重要な御指摘であるということで、秋山委員、八田委員、諮問会議の竹中議員からも御指摘があつて、一番上に持っていかせていただいたというところでございます。

16ページでございます。バーチャルの指定のところは、坂村委員から、バーチャルはまさに革新性というか、非常にハードルの高い事業を明示するべきではないかということで「高い価値を有し」という修文案をいただいておりますので、こちらを採用させていただいております。

その後のなお書きでございます。「④に定めるところにより」というところでございますが、これは八田委員、秋山委員、それから竹中議員のほうからも御指摘がありましたけれども、ニーズが高いということで今回初期メニュー、規制の特例措置を設けさせていただいているわけですが、それを全て活用できるように務めるべきではないか。これは産業競

争力会議等でも御指摘を頂戴しておりますが、努力規定という形でこちらに書かせていただいているところがございます。

16ページの④でございますが、具体的な区域数は基本方針で規定しない案で今皆さんにはごらんになっていただいているという整理にしております。

ずっと飛んでいただきまして、あとは字句の修正等でございます。23ページでございます。規制の特例措置の追加についてというところでございます。これも形式的な面が強いのでございますが、提案募集、提案をこれからどんな形で集めていくかというところについては3種類あるだろうということで、こちらは諮問会議の竹中議員から、もう少しきちんと分類をしろということでございましたので、ア)ではこれまでの提案の洗い出しというところから規制改革のニーズを拾っていくというところ。

イ)は、まさに特区を指定して、その指定の中から新たなニーズが出てくだろうと、それを区域会議においてきちんと民間の事業者から意見聴取を行って、必要な規制改革を実現するというプロセス。

ウ)は、後ほど第六というところ出てきますが、広く追加的に、また全国レベルでアイデア募集をするという3つのプロセスがあるだろうということで、詳しく3分類して書かせていただいたということでございます。これは形式上の整理でございます。

そのまさに第六、25ページからございますが、全国レベルで提案受け付けをするというところがございますけれども、26ページに提案募集の時期という記述がございます。スピード感を持って、当初、私どもも年1回少なくともということで書かせていただいたのですが、これは秋山委員、諮問会議の議員の方からも、年に2回にしてほしいということで、確かに構造改革特区とか、そのあたりは全部2回やっております。総合特区もそうでございますので、それとあわせてということで2回というのが適切かということで修正させていただいたということでございます。

以上、皆様の御意見、参考資料にございますけれども、そちらのほうの意見を反映させていただいた状況ということで資料3の説明ということでございます。

以上でございます。

○八田座長　ありがとうございます。

それでは、基本方針について皆さんの意見が反映されているわけですが、例えばほかの方の意見が入っているのに元に戻したほうがいいだろうという御意見もあるかもしれませんが、15ページのバーチャルについても、検討は進めるけれども、当面は比較的広域的な指定を先行させるものとするというところがペンディングだろうと思います。それらについて、まずはこちらの基本方針のほうから議論したいと思いますが、御意見ございますか。

どうぞ。

○原委員　先に質問させていただいていいですか。資料1と資料3の関係というのが必ずしもよくわからないのですが、部分的には矛盾したことが書かれているようにも思われるのですけれども、国家戦略特区のテーマとかというのは基本方針に入ることなのでしょう

か。これは今後加えられていくことなのか。

それから、特区の種類のところで、例えば農業についてというのは資料1のほうでは同府県を単位ということになっていて、一方で、これまでの前回のワーキンググループでの議論などでも八田先生が出されたペーパーでは、一定の分野でのというのはバーチャル特区型の指定というのが農業のことかと認識しておったのですが、こちらのほうでは市町村と書かれていて、すみません、単に関係の確認だけ先にさせていただけたらと思います。

○宇野参事官 このテーマと特区の類型を資料1で書いてあるのは、基本方針が決まった後の運用の部分になるのかなと思っています。そういう意味では、矛盾しているわけではなくて、あくまでも類型は比較的広域的な指定とバーチャル特区型指定という類型があるのですが、どういうテーマをどちらに当てはめるかは、今後の運用の中でということで、その1つの具体的な例として資料1は整理されていると理解いただければと思います。

○八田座長 位置づけとして、やはり基本方針がまず決まって、それが今度具体的な進め方ということならば、ある意味で次回よりはその次ぐらいにこういうテーマのこととかということが議論されるのが一番向いているような気がするのです。

これは今の議論はどちらを進めるかですけれども、どうも私はそう思って、まず基本方針を決めてしまって、それからこちらの新藤大臣のペーパーの位置づけを議論したほうが時間の配分からしていいのではないのでしょうか。

これも私の意見にすぎないですけれども、どうも今回の諮問会議の一番のメインが基本方針を確定するというので、確定した後で次の会議でもって区域を選ぶことになりますから、ここはかなり具体的にどこということが候補として挙がるような書き方ですから、次のほうがいいような気がします。

どうぞ。

○坂村委員 今、原さんの質問はよくわからなかったところもあるのですけれども、今の目的は資料3にある国家戦略特区特別基本方針を決めることですね。八田座長がおっしゃったようにこれもやるということはいいのだけれども、この後どうするのかということの指針を国家戦略担当大臣が出されたのではないですか。ですから、こういうことをしたいから、こういうことに進めたいのでこれを検討しようということも入っているのではないかと私は解釈したので、矛盾とか何とかというのは別に感じませんでした。

○原委員 わかりました。この資料1でイメージが明確になってきたものですから、よりはっきりと議論できるのかなというように思うのです。すみません、多少空気を読まないことを申し上げるかもしれないのですけれども、私は基本方針の意見照会に対して、ずっと文章で決められるような段階ではなくて指定の基準であるとか、目標の設定の仕方について、まずきちんと議論すべきではないでしょうかということも繰り返し申し上げておったのですが、やはり、今日の資料1と資料3を見ながら考えていても、特区のイメージというのはまだ乖離している、多分ここにいらっしゃる方々の間でもずれているのかなという気がしています。

私の認識しておりましたのは、前回の１月７日の諮問会議のときに、これは坂村先生、八田先生たちの出されたペーパーの中では指定について２つの類型ということを書かれていて、比較的広範囲な都市圏というものとバーチャル特区型というものだと考えておったのです。一方で、今日の資料１のテーマというのは、例えば国際ビジネス拠点と医療のイノベーション拠点、エネルギー・環境のイノベーション拠点といったようなテーマを分けていくという設定になっていると思うのですが、おそらくそこはややずれていて、国際競争力のある都市をつくるということを考えれば、そこには都市計画の問題もあれば、医療の問題もあれば、教育の問題も入るという考え方だったのではないのかなと。そうすると、医療特区であるとか、エネルギー特区であるとか、そういうものを別々につくるというのは、やや１月７日の諮問会議でのペーパーでは想定されていないのではないかなと思っておりました。

もう一つ申し上げますと、バーチャル特区型という部分については、また私の理解で申し上げますと、農業について特に都道府県単位というよりは、革新的な思い切った取り組みができるようなところというのは、去年の夏以来の提案を聞いて、ヒアリングなどを行っている中でも、むしろ市町村単位の小さなところでそういった革新的な取り組みができる可能性があるということかと理解しておりましたので、そういうところを連担という言葉を使われるのですか。場所的につながっていないところであっても、いくつかばらばらと指定をしていくというイメージをしているのかなと思っておったのですが、この資料１を見ると、農業についてはまた一方で違うことを考えられているということのようなので、その特区のイメージをどういうことを想定されているのかというのは、ある程度すり合わせないと、文章で基本方針をまとめるに当たって、何となく玉虫色に合意するというのは簡単だと思うのですが、それをやっても中身がずれてくるのかなと思います。

なので、これはまさに坂村先生がおっしゃられたように、基本方針に基づいて、具体的にどういうところに進んでいくのですかという資料１も含めて議論していくというのは大変より明確になって望ましいことではないかなと思いますので、そういった議論をまずできるといいのかなと思いました。

○八田座長 議事の進め方ですけれども、とにかく時間は短いですから、私、基本方針だけは、今日、まず決めてしまったらどうかと思うのです。こちらの資料１というのはそれから先のことですから、そこについて十分残りの時間を使った議論をしてはどうかと思うのです。もし、これは今日の議論で時間がなくなってしまって基本方針が詰められなくなってしまうと困るのではないかなと思う。

○坂村委員 今の八田さんの御意見に私も賛成で、資料１は非常に重要だと思うのは、国家戦略担当大臣としてどういように進めたいかという大臣の指針ですから、このワーキンググループは大臣の諮問機関なので、こういうことはできないかという御提案に対して、このワーキンググループが検討するのは当然だと思うのです。今、八田さんがおっしゃったように時間も無いときに、まず特に資料１みたいなのが出てくるのは非常に重要だと思

うのは、3月までにやろうというスケジュールだとすると、どんどん頭出しをしていかなければいけないからでしょう。もちろん、ディスカッションはこの後するにしても、結論だけ言うと座長の意見に賛成で、今はまずとにかく資料3の国家戦略特区特別基本方針に関してのディスカッションをして、これに関してオーケーなら玉虫色もとにかく先を進もうということをししないと3月までに決まらないのではないかと思いますので、何かごっちゃにしてここで思考停止してしまっておしまいというのはやめたほうがいい。まず、とにかくこれを決めるということに進まれるという意見に賛成です。

○八田座長 どうぞ。

○新藤大臣 私の資料1に関しては、特に1の国家戦略特区のテーマに関しましては、政権内のこれまでの合意事項です。甘利大臣や安倍総理、そして私も含めて委員会の審議の中で国家戦略特区というのは、まさに日本の経済の刺激剤となるようなテーマを設けて、それに対して必要な規制緩和や、税制も含めて新しい試みをやってみようと考えています。突破口として、それがうまくいけば全国展開できるものもあっていい、また、見直しをしながらいろんなものを巻き込んでいく、こういう形を議論してきたわけです。

ですから、基本方針というのは大枠として定めるものであり、その中で、絞り込むときの論点として、テーマはどのように選ぶかということをお示したものです。これはもともと我々が考えてきた、今まで皆さんと一緒に考えてきたことの行きつく先はここにあると、そういう整理をしていただければいいと思います。

また、特区の類型に関しては、大都市の集積地なのか、新しい実験場としてある区域を設定して、そこのテーマに基づいていろんなものを集中させていくのか、いろいろあっていいと思います。特にバーチャル特区については皆さんともよく議論しなければいけないと思うのですが、メインの地域は指定しないが、各地でどこでもできるというバーチャルなのか、それとも、メインの戦略特区というのは決めて、それに対してそれを補完するとか、一緒に連動できる団体や地域があるならば、それはメインの特区に入っていない別の場所にあっても一緒に連動できるというバーチャルなのか、整理していく必要があります。どちらがあってもいいと思いますが、でも、いずれにしてもまずメインのテーマを決めてからでないと、付随的なバーチャル特区のほうを、それもメインテーマと同じような位置づけで決めていくということにはなかなか難しいのではないかと、私はそういう整理をしています。

○八田座長 とりあえず、今度の諮問会議に基本方針を出さなければいけないので、これをまず決めてしましましょう。そして、それから十分時間を使って一応議論する。この基本方針について、特に問題があるからここをさらに直したほうがいいという御意見はまずございますか。

そうしたら、私は15ページのバーチャル特区指定についても検討を進めるが、当面は比較的広域的な指定を先行させるものとするという、ここの度合いがよくわからないのです。検討するのだけれども、最後の基準や何かは全部決めてしまう。だけれども、そこから手

続として多少の手挙げをするかもしれないし、交渉もするかもしれないから、実際の箇所が決まるのは時間がかかるのかもしれないけれども、度合いがわからないので、検討を進めることにするということと永遠に先延ばしのような気もするのです。

どうぞ。

○原委員 やや話を戻してしまうかもしれないと申しわけないのですが、これはバーチャルについては先行させて先にやらないというのは、4月の施行までにやらないということになるのかと思うのですが、仮にバーチャル特区型指定というのが農業のことであるとすると、これはこの間の秋の臨時国会で成立した農業の特例措置について施行されないというか、実際に実施される場所がないということになります。

比較的広域的の指定のほうで農業をやればいいではないかということなのかもしれませんが、実際にそういうところがあるのでしょうかということについて、私は少なくとも疑問があります。なので、テーマと類型との関係に結局戻ってしまうのですけれども、それを考えたときに、仮に農業であるとかいくつかの規制の特例措置について4月までに指定されないということになると、これは厳密な意味での法律違反ではないかもしれないのですが、4月にできることになっている特例措置をやる場所がないというのは、やや法律違反に近いことではないかなと思われまして、それは少なくとも避けるべきではないかと。なので、バーチャル型を先にやりませんということをあえて書くというのを基本方針に先に決めてしまったらまずいのではないかなと思うのです。

○新藤大臣 それはすごく重要なところだと思うのですが、農業のバーチャル特区というのは、それをやる気のあるところは全国どこでも特区として指定できる。そこで農業の規制緩和、特例を適用できますよというものを入れようというイメージでしょうか。

○八田座長 もちろん、数を制限することはできるし、面積も制限することはできる。

○新藤大臣 それはそもそも農業分野の岩盤規制の議論になってくることであって、特区として、この規制改革をやる気のあるところは認めますよとなってしまうたら、多分それは国家戦略特区の枠を超えてしまうことになるのではないかとイメージとしてあるのです。

○坂村委員 私も農業のことに関してなのなのですが、15ページに書いてあるところでバーチャル特区が後になるというような印象を与えているならよくないと思います。ただ、今の農業をバーチャル特区という言い方は違うのではないかとというのが私の意見なのだけれども、農業はいいのですけれども、分野というならばいいのだけれども、何とかの農業と言わないとすごく誤解を与えて、農業全部という。

○原委員 全然全部などと言っていない。

○坂村委員 言っていないのだったらいいのだけれども、そういう誤解を与えるのではないかとことです。農業全部というのだとしたら、もう農業に関してはどこでもバーチャル特区で何でもできるみたいなイメージを与えるのがまた解雇特区みたいになってしまいます。

○原委員 私の申し上げたことを正確に申し上げますと、規制の特例措置でこの間の秋の

プロセスの中で、農業については4つの措置が認められています。これは農業委員会と農業生産法人と信用保証と6次産業。これについてやれるところが手を挙げて、これはやれるところは実際ほとんどないと思います。農業委員会からの権限移譲などはやたらどうぞといってやれるようなことでは到底ないと思いますので、これはこれまでのヒアリングのプロセスの中でも十分確認できていると思います。例えばそういうやり方というのは1つあり得るのではないかと思います。

○新藤大臣 その規制の特例措置を農業をテーマとする国家戦略特区内でまずやってみるという整理ではないのでしょうか。

○坂村委員 できるところがあるのならば、その農業の特区でやればいいということですね。

○新藤大臣 どこかで、1つなのかいくつなのかわかりませんが、いずれにしても、農業をテーマとした国家戦略特区というのを区域指定して、その中でやってみると私は思っていたのです。

○坂村委員 大臣の資料1に書いてあるのと同じことで、革新的な農業の産業の実践拠点ということを決めれば、バーチャルでなくてもそこでやればいいではないでしょう。

○原委員 わかりました。その道府県を単位にする必要はどこにあるのでしょうか。

○新藤大臣 道府県になるかどうかはわからないと思います。

○原委員 多分、これまでのプロセスの中で、少なくとも私の印象ではそういう革新的なことをやれる市町村レベルの単位のものがいくつか日本の中にある。

○坂村委員 そうしたら、特区の種類のこれでやればいいのではないですか。地方の中核的なところでやる。

○原委員 中核的な都市ではないと思う。

○新藤大臣 いくつかあるにしても、それはまずはどこかで1つやってみて、その効果を見た上で必要があればそれは全国展開、またはさらに複数展開はしていけると思うのです。国家戦略特区指定しなくても、この規制緩和は有効であるというならば、望む地域には規制緩和をしていきましょうという展開もできると思うのです。ですから、国家戦略特区の中で完結させなくてもいいわけで、まずは最初に1つそういうやる気のある地域を選んで実践してみるということが重要だと私は思っていたのです。そういう組み立てにしているのです。

○八田座長 具体的に今は15ページのこの文章をどうするかということなのですが、原さんがおっしゃったように、あの法律に書いてある適用除外事項、法律の事項というのは必ずどこかでやらないといけませんから、それがもし見つからなかった場合には、それはバーチャル的に手を挙げてもらうこともあり得ると思います。大いにそういう可能性は高いと思うのですが、もうこの基本方針の中に、必ずそこで入れた法律の改正というのはどこかでやるのだということが書いてある以上、ここの15ページで例えばバーチャル特区型指定についても検討を進めることにするが、当面は比較的広域的な指定を先行させることも

在り得ると。それではまずいですか。

要するに、必ず先行させるというわけではなくて、もし広域的な指定のところに全部カバーできるのならば、それはそれでいいだろうと。

○原委員 申しわけないですけども、なぜこれをそんなに書く必要があるのでしょうか。農業について、アの広域的な部分に入るのか、バーチャルに入るのかとか、いろんなことが決まっていなくてなぜそこだけそんなに。

○八田座長 何ですか。

○工藤委員 この文章があるから混乱しているということではないですか。

○八田座長 要するに一番肝心なことは、あの改正の法律のことは必ずどこかで実現することなので、それがあつた限り、これがなくても、もし全部広域的なところで実現されてしまうなら別にバーチャルをやる必要もないわけですから、この文章はなくても大丈夫だということなのですね。

○坂村委員 非常に基本的なことで原さんに質問したいのだけれども、これは国家戦略特区を決める会議であつて、農業は別の委員会ですうということが決まったからと。

○原委員 別の委員会とは何ですか。

○坂村委員 農業の4つの何でしたか。

○原委員 それは国家戦略特区の話をしているのです。

○坂村委員 国家戦略特区でもって、それを必ず入れなければいけないと決まったわけではない。

○原委員 規制の特例措置で4つやっています。

○坂村委員 それは決まっているのと、具体的にどうするかはまた別ではないですか。

○原委員 具体的に、法律で決まっていることをわざわざやらないのですか。

○坂村委員 やらないというのではなくて、それは条件を満たさなければできない場合がありますね。今度は法律を先に決めているわけだから、ちゃんと条件を満たさないところがあつたら、それはできないですね。先ほど言ったように、4つというのは条件が決まっているわけでしょう。条件を満たさなければできないではないですか。

○原委員 それは当然やればということになるのではないか。

○坂村委員 そこはどこでどうやってやるかというのをやるのは、この後の話ですね。

○原委員 それは、特例措置は全部やると基本方針の中に入れられたのではなかったですか。

○八田座長 入っています。

○坂村委員 特例措置を全部やると言つても、できないところに対してはできないですね。それはちゃんと条件を満たしたところがやるというわけでしょう。

○原委員 それは指定するときに、当然そういうことは全部やれるようにしましょうということをやっていきますということですよ。

○坂村委員 だけれども、手を挙げてくれる人がいなければできないですね。

○川本事務局長 補足しますと、当然、今、原委員も全部やるというか、全部やれるようにできるだけ頑張れということだと思います。例えば公設民営学校だと特定の都市しかないので、その都市は必ず指定しますということを先に言ってしまうようになるのですが、基本方針にそんな書き方はできないのです。

○原委員 あまり不正確な議論をしないほうがいいと思うのですけれども、公設民営学校についてはまだ4月には施行されないのです。4月に施行される特例措置は当然やるべきだと思います。

○川本事務局長 やるべき論と、実際にやるのは民間ですから、民間と公共団体と相談をしながら、三者の特区会議で規制改革の項目と事業との対比をつくりますから、指定の段階で全部やりますと書くのは法的にも書き過ぎだと思います。それで、今回先ほど御説明したように16ページの書き方は、御趣旨というのはもう特例措置は全部活用できるようにしようということだから、活用できるよう努めるという趣旨で指定をするのだという、多分そういう言い方なのだと思います。お二人の議論の間に入るつもりはないのです。

○坂村委員 それはできるようにしているけれども、やるという人がいなければできないわけですね。

○原委員 だから、少なくとも、やる人が想定もされていないようなところしか指定されていませんという状態は避けるべきではないですかということだけのことで。

○坂村委員 だけれども、誰がやるかということを決めてから、それも法律が決まる前に誰がやるかが決まってしまうというのはおかしいと思われますよ。それこそ恣意的にしないと言っているわけでしょう。それはどこか1個しかないところがやるということのために法律を変えているのですかと言われたら、何と言うのですか。

○原委員 やることが想定されていない場所だけでやるのですかということ。

○新藤大臣 私たちは必要と思うことを法律にしたのですから、これは当然どこかでできると、またやる気のあるところの御提案を踏まえた法律事項になっているのですから、これは実現可能性が限りなく高いわけです。

基本方針は、そもそもどういう形で特区を実現していこうかというベースになるものですから、それは座長が先ほど言っていたように、ある程度幅を持たせて枠を定めて決めるべきだと思います。それから、これに基づいて具体の絞り込み、プロジェクト単位でどうやってつくっていきますかという議論に入っていかなくてはならないと思います。

ですから、時間切れで先に進めましょうという気は毛頭ありませんが、ここに書いてあることはこれまでの様々な議論を網羅しつつ、かつ今回、委員の皆さんから御意見いただいたものを修正して入れているものですから、さらにこれに過不足があれば、そこは文章を調整していただきたいと思います。その上で私とすれば、これをベースとして、今度の諮問会議にこれでいかがでしょうかということでも諮って、そして御意見を頂戴した上で微調整があると思いますが、その上で今後どういうふうに指定を進めていしましょうか、テーマや箇所や、どういう地域というものを位置づけしていくべきなのかという議論に入っ

ていったらどうかと思います。今ここでもって何か枠が全部決まってしまうわけではないから、そういうふうに整理していただいたらどうでしょうか。

○原委員 全くおっしゃるとおりで、坂村先生が先ほどおっしゃられた点について申し上げますと、私が避けるべきだと言っているのは、大都市圏だけが指定されることになりました。農業については、それだったらやる余地がなくなりますよね。そういうことは避けるべきではないですかということを言っている。

○坂村委員 今まだそんなことは話していません。大都市だけにするなど、どこにも書いていません。

○原委員 だから、基本方針の今の書き方でバーチャル指定について先送りするということになるとそういう可能性が出てきませんかということを申し上げている。

○坂村委員 でも、先送りとは言っていない。

○八田座長 これは別に落としてもそんなに大きな影響は与えませんか。この15ページの文章は、落としても全然問題はないのではないのでしょうか。今言ったような、大都市が云々という予見を与えないように、これはあまり効果がない文章だと思います。

どうぞ。

○秋山委員 今の点については、八田座長の15ページの、ここですらこれだけの議論が起きるのであればなくてもいいかなということに私は賛成ですというのがまず1つ。

あと、これはどちらかというと八田座長に御質問のような形になるのですけれども、次の諮問会議で基本方針につきましては、今、大臣におっしゃっていただいたように意見も吸い上げていただいてよくまとめていただいておりますので、私はまず今日まとめていただいたものについては、今あった文章は削除した形でワーキンググループとして出すというのはよろしいのではないかと思います。

ただ、1点だけ、今日の議論をずっと聞いていて気になりますのが、資料1で大臣がお出しになるものが明日の諮問会議の提出資料ということになっておりまして、この基本方針と資料1の中に今の議論で出てきたように、こちらにはこう書いているけれども、この表現とどうなっているのだという部分について、これは多分次の諮問会議で諮問会議の議員の皆さんに検討していただくということになるのではないかと思います。それを前提に考えたときに、例えばテーマですとか類型ですとか、このあたりは特に政権内の合意事項であるということになれば前提条件という話になるのだと思うのですが、やはり気になりますのは、総理がダボスでスピーチをされた、あるいは私自身も直接伺っていますけれども、産業競争力会議その他のところで総理がおっしゃっているような、特区を使って2年間で岩盤規制を打破していくのだということの関係といいますか、ではテーマ、類型、これはいいです。あと、基本方針の中には2年で岩盤規制、初期メニューもできるだけ実現していくということをうたっていることとの関係でいうと、岩盤規制の打破について、例えばワーキンググループあるいは諮問会議の中でどういうように取り組んでいくべきかということについては、整理なり提案なりということがあったほうがいいの

ではなかというのが今日の議論。

○新藤大臣 そこは大変重要なところで、これは実現させなければならないと思います。きっとやり方は二通りだと思います。まずは、規制改革をやろうということで、この規制改革が有用なのだというのを議論していったって、それを決めて、それをどこかでやろうという進め方。これは今までの国家戦略特区の組み立て方であり、できるものは何があるのだというのを皆さんでのご議論をいただいて、切り込んでこういう新しい緩和をつくることができました。ただし、これ以上やるためには、今度は具体的な場所と事業が必要だと私は思っているのです。それは税調において非常に痛感しています。税を入れようとすると、何をどこでやるのかがわからないのに、先に制度だけ緩めろと言ってもできないよと、この一言で終わってしまうのです。

ですから、この国家戦略特区は、まさに今秋山さんが言ったようなことを実現するためにあるわけです。規制緩和を実現させるというのがもともとこのところにあるのですけれども、そのためにはどこかでこれをやるから、これだけの効果が出る事業をやるためには、この規制緩和を入れろというのを抱き合わせでやらないと先に進まない。だから、今順番がよく疑問が呈されているのですけれども、狙いは同じだと思うのです。私が今回ここで出すのは、話を進めていくと、ではその地域だったらもっとできるのではないかと、その事業だったらこれも加えられるのではないですかというのを期待しているわけなのです。その中で2年間のうちにスピーディに新しい今までできなかったことを実現させたいと、私はそういう思いがあってこういうものをつくっているのです。

○坂村委員 提案なのですけれども、15ページの文章はとにかく基本方針は基本的な考え方なので、この資料1に回していただいて、それでこれを成立させることをワーキンググループでまとめるのが一番いいのではないのでしょうか。

○八田座長 では、今、坂村先生の御提案に従って、基本方針自体はこの文章を取り除くということでよろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○八田座長 では、そういうことで基本方針の案というのはここでできました。

次に、どうぞ。

○秋山委員 ありがとうございます。今のお話を伺って大分理解がすすりましたのですけれども、であれば、これはぜひ御検討というかお願いなのですけれども、基本方針はそういう形でまとまって、ただ、新藤大臣のペーパーが出るということは非常に重みという意味では大変な重みがあると思っておりますので、ぜひとも大臣ペーパーのほうで、2年間での岩盤規制の突破ということについてを力強くうたっていただきたいなと思っております。

例えば大臣ペーパーの3ページ目などにも、できる限り速やかにというような、どちらかというとモデレートな表現になっている部分がトーンダウンととられると、先ほど直接おっしゃっていただいたようなお気持ちといいますか、意思がなかなか紙の上で表現され

ていないと思いますので、岩盤規制というキーワード、あるいは場合によっては、もし大臣が岩盤規制の中でもこれは絶対やりたい、やるのだとお考えのものがあれば、例えば項目なりリストなり、そういうものをつけてでもやるのだというような何か力強い意思の表現があると大変すばらしいのではないかと思います。

○新藤大臣 6のところに、今の総理の発言も踏まえて、岩盤規制の突破、しかも、それは2年を目標に集中改革期間とするという趣旨の文言を入れてもいいかもしれない。その上で、今の3つ目の丸のところは、速やかに措置したものは速やかに国会に提出することを書いてあるだけだから、それを2年以内に国会に提出するとかではなくて、岩盤規制の突破はまず2年間の集中期間を目標としようとか、そういうものを1つ入れてもらえればいいのではないかと。

○坂村委員 どうしても最後に一言言わせておいていただきたいのは、突破は結構で、どんどん2年たたずとしても突破させればいいと思うのですけれども、結局後から第三者的に見た場合には、突破したということは結果なのです。だから、それは大臣がおっしゃっている最初に書いてあるように、日本経済の再生に全然資さなかったと、突破して終わりになったというのではばかですね。それを突破だけさせたけれども、どうにもならなかったというのは最悪のパターンなので、私はしつこいようでも、突破もがんがん突破すればいい。いろんなものを突破どころか叩き壊すようなこともやらなければいけない。だけれども、突破のための突破という印象が最後残っていくと、また解雇特区みたいな悪いイメージの印象を与えるのではないかとということを何回も私は言わせていただいたのです。それはどうしても言わせていただきたいと思います。突破するのは誰も反対などする人はどこにもいない。だけれども、経済再生しなかった場合には、誤解されますよね。

○八田座長 しかし、解雇特区のときの誤解というのは、とにかくあの段階で記者会見とか一切しないという条件で、向こうのインタビューも受けなかったのです。だから、ああいうことが起きたので、その後はちゃんとインタビューも受けていますし、そうして、がらっと朝日新聞も変わりましたし、坂村先生がいつもいつてらっしゃいますが、やはり情報の発信があの段階で全くなかったのです。我々に対するインタビューなしで推測で書いていたのです。その事態はもうこれから防ぎますから。

○坂村委員 だったら、これからは大臣がみずから情報を発信していただくように私はワーキンググループの一員としても思います。

○八田座長 我々もいろいろなところでいいと思います。あれは全く誰も発信しないところで起きたわけなのです。ある意味で情報管制のもとで。

○坂村委員 でも、なぜああいうのが出たのか。

○新藤大臣 これは申し合わせで座長のほうにはこの間お話しさせていただきましたけれども、今までは国家戦略特区ワーキングの終わった後のブリーフィングは座長や皆さんにお願いしていたのですけれども、今後は、国家戦略特区担当大臣のもとで行いたいと思います。位置づけが諮問会議の下にあるワーキングではなく、諮問会議の中のメンバーであ

る国家戦略担当大臣のブレーン機関としてのワーキングになっているので、あくまで情報は私のほうから公表したいと思います。諮問会議のことも、ワーキングのことも、こういうふうな取りまとめをしていますというのは一元化するようにというのが官邸とのすり合わせでなっておりますので、今後は私のほうでやらせていただく。もちろん先生方にそれぞれ取材なり御質問があるでしょうから、それはその範囲で適宜対応していただければいいのではないかと思います。

○八田座長 要するに公開された情報に関して我々が補足説明するのは問題ないけれども、一番最初に説明なさるのは大臣だということですね。

○新藤大臣 そうということです。

○八田座長 それはよくわかります。

私、次の予定があるのですぐ行かなければいけないのですが、申しわけありません。私は今度、基本方針が決まるということは非常に大きなことで、メディア的にも非常に大きいことだと思うのですが、その後、次の段階でかなり民間議員とか、ワーキングとかも議論してこのテーマということが決まっていくべきではないかと思います。例えばここにエネルギーは入っているけれども、ITのことが入っていないのです。我々、エネルギーはほとんど議論していないのです。だから、そういうことはこれから議論して、具体的なテーマというものを大臣が実際に選ぶものについてはこういう特色を持つのだよということは、そのときに広報されると非常に効果があると思うのですが、今の段階だとあまりに議論されなかったことも入っているしということで、非常に口はばったいですが、大臣のペーパーに効果を持たせてよけいな変な雑音を防ぐためには、ここの1と2のところはかなり慎重になられたほうがいいのではないかと思います。

○新藤大臣 おっしゃるとおりですね。これは、こうすべきということではなく、例えばこういうようなことがあるのではないのでしょうかと例示しただけにすぎないことです。この趣旨は実際に絞り込みの作業や議論をしていくに当たって、テーマや地区についてのイメージを持ってもらう方が良いのではないかと思います。それから、諮問会議民間委員とワーキングの皆さんとの話し合いをしましょう。また、国側の省庁が入れられる事業は何があるのか、それを皆さんにヒアリングをしていただきます。今までやっていないのですが、省庁には前触れをしてあり、国が国家戦略としてできる基盤整備とかプロジェクトがあるかというアイデアを募集して、それも重ね合わせて、そこで初めて国と民間と地方自治というのが一緒になるわけなので、そういう作業をしていきます。今回はこうしたことをオーソライズするのが目的です。

○八田座長 次の予定があるので、坂村先生に後はお願いできますか。申しわけございません。どうも失礼いたします。

(八田座長退室)

○新藤大臣 ICTというのは、全てに関連する基盤なのです。ICT、ITのみの特区ではなくて、これらを日本の国家戦略をやるときに全ての技術を投入するわけなので、それ

はICTというのは全部にわたる、農業においても、医療においても、ビジネスにおいても、全てのところにICTというのを入れて付加価値を高めるわけだからという趣旨なのです。だから、そこはここにそういうのを加えたほうがいい。

○坂村委員 座長は帰られてしまったのですけれども、まとめておいたほうがいいと思うのは、そうすると、今日のを確認しておいたほうがいいと思います。資料3に関しては、先ほど座長もおっしゃっていましたが、ここで書いてあるとおりでいいのですかということに関しては、一応いいということをワーキンググループで出して、15ページの真ん中に書いてある文章に関しては、ここから大臣はとるというのでいいですか。

○新藤大臣 いいです。

○坂村委員 資料1の2ページの上に入っていますね。そうすると、資料3はとるということで、一応ワーキンググループとしては大臣に対してこれでいったらどうかということになると思います。よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○坂村委員 それが一番今日大事なことだったと思う。

それと資料1を出されるときに言いたいのは、これはもう少し精査したほうがいいということだけは事実だと思うのですけれども、何か出さないと、大臣からのペーパーというのは必要だと思いますので、先ほども大臣が言われていたように、テーマというのは例えばということになると、これはいろいろ総理とか大臣の間でもってお話が出てきているようなテーマだったら出していいと思うのですけれども、ICTみたいなものは全部に関係するのでということを入れるとか、割と消極的になるというのを嫌がっている御意見があったので、ゆっくりとかというのはとるとか、そういうことですか。言葉のゆっくりとか書いてあるのですか。

○新藤大臣 3ページの6のところに先ほどの集中改革期間というか、期間を2年で成果を出すと、これを1つ入れようではないですか。

○坂村委員 そうですね。そんなこととか、ゆっくりというか、後ろ向きにとられないようにするように、とにかく前に進むのだという姿勢を出したほうがいいのではないかとこの御意見があった。それは事務局のほうで前に進むというような意見、姿勢が強いということを入れられたらいいのではないかと思うのです。そんなところですか。

○新藤大臣 私もこれから官邸で会議なので、引き続きご議論いただいて結構なのですが、私が行く前に言っておきたいことがあるのならば、お受けしたいと思います。

○坂村委員 大臣が行かれる前に何か言いたいことがあれば。

○工藤委員 聞きたかったのは、最初のところの次に挙げるテーマに沿ってというところ、その他と入っていますね。このその他がさまざまなことを網羅されるという趣旨があるのか、逆に、その他を外しても次にあるテーマなどに沿ってと持ってくるのか、少し違ってくるのかなと思ったのです。

○新藤大臣 これは書き方として、これをテーマで検討しようになっ

から。そうではなくて、テーマについて検討を始めるということにして、例えばの例示としたほうがいいかもしれませんね。今の書き方だとこの中から選ぶようになってしまってしまう。

○工藤委員 これについて絞りますよみたいになってしまう印象が強いかなと。でも、例示は出さないと話が前にいかないの。

○坂村委員 そういうことはある程度、これはどなたも資料1を初めて今日見たから、それに対しての意見があるのだったら事務局に言って大臣に見ていただいてというようなことをすればよろしいのではないのでしょうか。少なくとも、大臣が何かペーパーを出されたほうがいいと思います。

○新藤大臣 確かにここの趣旨は、テーマを絞り込みましようと言っていることで、そして、それはどのようなテーマなのかという例示を、大体想定されるのはこんなものではないのでしょうかということで示しているものです。そういう趣旨がわかるような書き方に少し直したいと思います。

○坂村委員 なお書きから先に出せばいいのではないですか。妨げはないと。ただ、例えばこういうことだというようなことですね。書き方がもうちょっとブラッシュアップしたほうがいい。

○新藤大臣 結局、みんな決めるとなればどこかでそれぞれイメージがあって、これにしようといったらいつかの時点でそれはやらなければならないのです。それをずっと去年の5月からみんなでいろいろ議論してきているわけなので、いよいよ、それが2月で絞り込んで3月で最終決定できるような、そこまで来ているということですから、逆に言えば、こういうものはマスコミですとか報道にはなかなか出せないわけですね。

○坂村委員 とにかく今から出し始めないと、もう3月はあつという間ですね。先ほど大臣がおっしゃったように2月は1日少ないし、だから議論していくことは非常に重要ではないかと思います。

○原委員 このテーマのところで一言だけすみません。エネルギー・環境というのはもし入れるとすると、規制の特例措置とはあまりかわりがないのですけれども、どういう指定の仕方を想定されるのでしょうか。規制の特例措置、特定事業とは関係なく指定されるのでしょうか。

○新藤大臣 今の出ている規制の項目には入っていないということでしょう。でも、これをやるにしても、もし、こういうエネルギーや環境で拠点をつくるとなれば、当然それに必要な規制の緩和は出てくると思います。

○原委員 現時点では特例措置なしでも指定してしまうという。

○新藤大臣 それは別に指定しなくても検討していけばいいではないですか。それは必要があればまた追加でもって国会にいろんな法案を出すと言っているわけですから。だから、今あるものを仕上げなければならないということと、加えて国家戦略として必要なテーマというのは設定して、作業は間に合わなかったがこういうものが動き出せば、では、こち

らの分野でも新しい規制緩和が出てきますよねということを言っているわけです。

○原委員　すぐ指定するのは別ということですね。

○新藤大臣　そういうことです。

では、すみません、私も時間になりました。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(新藤大臣退室)

○藤原参事官　今、先生におっしゃっていただいたように、大臣のペーパーは急いでいますので、御意見は少なくとも今日お集まりのメンバーの方々は今日中ぐらいにいただくように、八田座長にも申し伝えますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。確認のメールもさせていただきます。

どうもありがとうございました。